

議案第二十五号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の六・四五」を「百分の六・八六」に改め、同条第二号中「三万三千九百円」を「三万五千四百円」に改める。

第十五条の八中「五十二万円」を「五十四万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の一・九八」を「百分の二・〇二」に、「百分の六十六」を「百分の六十七」に改め、同条第二号中「百分の三十四」を「百分の三十三」に改める。

第十五条の十六中「十七万円」を「十九万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の〇・九八」を「百分の一・一〇」に、「百分の五十三」を「百分の五十五」に改め、同条第二号中「百分の四十七」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の二各号列記以外の部分中「五十二万円」を「五十四万円」に、「十七万円」を「十九万円」に改め、同条第一号イ中「二万三千七百三十円」を「二万四千七百八十円」に改め、同条第二号中「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同号イ中「一万六千九百五十円」を「一万七千七百円」に改め、同条第三号中「四十七万円」を「四十八万円」に改め、同号イ中「六千七百八十円」を「七千八十円」に改める。

第二十四条第二項中「納期限前七日」を「納期限」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第二十四条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十七年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明)

国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三十三号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料の減額措置を拡充し、及び保険料の賦課限度額を變更する必要があるため、本案を提出いたします。